

ドライブレコーダー推奨ガイドライン

一般社団法人ドライブレコーダー協議会

1. 目的

- 1.1 ドライブレコーダー推奨ガイドラインは、自動車などに設置されたドライブレコーダーによって、交通事故などにおける車両及び車両内外の状況の記録並びに記録されたデータを活用するために必要な事項について、ガイドラインを定めることにより、使用者の利益を守り、もって交通の安全と利便に資することを目的とする。

2. 用語

- 2.1 「ドライブレコーダー」とは、自動車などに装着し、走行中及び停車中の車両及び車両内外の状況の全て又は一部について、映像及び音声並びに必要に応じて信号を記録する車載機器をいう。この場合において、「映像」とはカメラによって取得された連続した画像をいい、「音声」とは車内において聞くことができる音や人の声をいい、「信号」とは自動車の走行速度、アクセルペダルやブレーキペダルなどの作動状況、車内の音声や自動車の位置に関する情報をいう。

3. 機能要件

- 3.1 ドライブレコーダーは、自動車の走行中及び停車中において、車両及び車両内外の状況が分かるよう映像、音声及び信号を記録するものであること。ただし、信号については、記録しないものとするができる。
- 3.2 ドライブレコーダーは、以下の基本的な機能を有すること。
 - 3.2.1 ドライブレコーダーを装着した車両及び車両内外の状況を映像により取得するためのカメラを有すること。
 - 3.2.2 3.2.1 のカメラを用いて、カメラからの入力映像を連続して記録するものであること。

4. 必須要件

- 4.1 前方用カメラアセンブリ
 - 4.1.1 カメラのレンズは、耐熱性があり、1年程度の使用期間において、変色、変形等が発生せずに性能を維持できるものであること。
 - 4.1.2 記録データは、次の要件に適合するものであること。
 - (1) 夜間に自車のロービームのヘッドライトの照明だけを用いた場合において、カメラの前方

30m以内の状況が記録できるものであること。

- (2) センサー及び映像の記録画素数は、30万以上であること。
- (3) 毎秒 10 フレーム (10fps) 以上のフレームレートで記録する機能を有するものであること。
この場合において、同一フレームを複写したフレームは、フレームレートの数に含めないものとする。
- (4) 記録される画角が水平方向で 90 度以上、垂直方向で 50 度以上であること。
- (5) 車内の音声の録音ができること。なお、ON/OFF のスイッチ付きとすることができる。
- (6) 映像のファイル間ギャップ（各映像ファイル間の映像が記録されない時間をいう。）が 0.2 秒以下であること。
- (7) 推奨する性能として、カメラの取付位置から 10m離れた前車の中板のナンバープレートの大きな文字が読み取れ、記録できる性能を有するものであること。

4.2 電源

4.2.1 電源は、主電源が瞬断した場合において、記録中のデータを保護することができるバックアップ機能を有するものであること。

4.2.2 アイドリングストップ機能付き自動車の DC12V 電源にあつては、車両からの動作電圧が瞬間的に 6V 程度まで低下しても、録画が途切れないものであること。

4.3 装置に内蔵された RTC (real time clock) は、時刻の補正が可能であること。

4.4 取付状態

4.4.1 ドライブレコーダーを車両に取り付けた状態において、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 29 条に規定する窓ガラスの基準を順守できるものであること。

4.5 その他

4.5.1 製品の表示言語は、基本的に日本語であること。

5. 必須表示要件

5.1 車両前方の映像を録画するデータについて、ハイダイナミックレンジ (HDR) 機能又はワイドダイナミックレンジ (WDR) 機能の有無を記載したものであること。

5.2 電源

5.2.1 ドライブレコーダーの電源の電圧及び当該ドライブレコーダーを使用できる自動車の電源の電圧を記載したものであること。

5.2.2 補助電源（内蔵電源）について、コンデンサ、リチウムイオン電池等、電源の種類等を記載したものであること。

5.3 記録媒体

5.3.1 内部記録媒体について、記録媒体の種類と容量を記載したものであること。

5.3.2 外部記録媒体について、記録媒体の種類と容量、本体との通信に関する注意等を記載したものであること。

5.3.3 メンテナンスの必要性、記録媒体自体の寿命など、その他取扱い上の注意事項について、ユ

ユーザーに理解しやすいように記載したものであること。

- 5.4 記録される映像及び音声のコーデック及びファイル形式を記載したものであること。なお、特殊フォーマットを採用している場合には、その旨を記載したものであること。
- 5.5 専用再生ソフトを使用する場合には、その動作環境を記載したものであること。
- 5.6 推奨される取付場所について、図解により記載したものであること。
- 5.7 その他の表示事項については、一般社団法人ドライブレコーダー協議会の「ドライブレコーダーの表示ガイドライン」に準拠したものであること。

6. 付加機能要件

6.1 簡易型ADAS機能

6.1.1 簡易型ADAS機能は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 簡易型ADAS機能は、車線逸脱警告機能及び車間距離警告機能を有するものであること。
- (2) 簡易型ADAS機能は、車速の利用を必須としない。

6.1.2 車線逸脱警告機能

- (1) 車線を逸脱するおそれがあると車線逸脱警告機能が検知したときは、警告音によりユーザーに警告を行うものであること。ただし、走行速度が60km/h未満の場合は、車線逸脱を警告することを要しない。
- (2) 車線逸脱警告機能の動作は、ユーザーの意志によりON/OFFが可能な構造とすることができる。
- (3) 車線逸脱警告音は、車線逸脱警告機能の動作がONのとき、同一製品の他の警告音と明確に異なるものであること。
- (4) 車線逸脱警告表示器を備える場合は、車線逸脱警告機能の動作がONのとき、車線を逸脱するおそれがあることを表示するよう推奨する。

6.1.3 車間距離警告機能

- (1) 危険な車間距離であると車間距離警告機能が検知したときは、警告音によりユーザーに警告を行うものであること。ただし、走行速度が40km/h未満の場合は、車間距離を警告することを要しない。
- (2) 車間距離警告機能の動作は、ユーザーの意志によりON/OFFが可能な構造とすることができる。
- (3) 車間距離警告音は、車間距離警告機能の動作がONのとき、同一製品の他の警告音と明確に異なるものであること。
- (4) 車間距離警告表示器を備える場合には、車間距離警告機能の動作がONのとき、危険な車間距離であることを表示するよう推奨する。

6.1.4 簡易型ADAS機能の必須表示要件

6.1.4.1 車線逸脱警告機能について、動作条件及び具体的な警告方法を記載したものであること。

特に、動作速度範囲については、明確に記載すること。

6.1.4.2 車間距離警告機能について、動作条件及び具体的な警告方法を記載したものであること。

特に、動作速度範囲については、明確に記載すること

6.2 発展型ADAS機能

6.2.1 発展型ADAS機能は、次の要件を満たすものであること。

(1) 発展型ADAS機能は、車線逸脱警告機能及び車間距離警告機能を有するものであること。なお、必要に応じ、衝突警報機能を有するものとするができる。

(2) 発展型ADAS機能は、車速を常時利用するものであること。

(3) 車両情報の設定が必要な場合には、確実に設定を完了していることが確認できる手段を有するものであること。

6.2.2 車線逸脱警告機能

(1) 車線逸脱警告機能は、車線に対して車両の前輪外側が約20cm以内に近付いたときに警告音によりユーザーに警告を行うものであること。

(2) 車線逸脱警告機能の動作は、常に動作可能な状態であること。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次の場合は、車線逸脱を警告することを要しない。

走行速度が60km/h未満の場合

ウインカー操作がされた場合

天候や路面状況により車線の認識が困難な場合

(3) 車線逸脱警告音は、同一製品の他の警告音と明確に異なるものであること。

(4) 車線逸脱警告表示器を備える場合は、車線を逸脱するおそれがあることを表示すること。

6.2.3 車間距離警告機能

(1) 危険な車間距離であると車間距離警告機能が検知したときは、警告音によりユーザーに警告を行うものであること。ただし、走行速度が40km/h未満の場合は、車間距離を警告することを要しない。

(2) 車間距離警告機能の動作は、常に動作可能な状態であること。

(3) 車間距離警告音は、同一製品の他の警告音と明確に異なるものであること。

(4) 車間距離警告表示器を備える場合には、危険な車間距離であることを表示すること。

6.2.4 衝突警報機能

(1) 衝突警報を有する場合には、JIS D0802-2015「高度道路交通システム-前方車両衝突警報システム-性能要求事項及び試験方法」・ISO15623-2013「Intelligent transport systems - Forward vehicle collision warning systems - Performance requirements and test

procedures”に準ずるものであること。

6.2.5 発展型ADAS機能の必須表示要件

6.2.5.1 車線逸脱警告機能について、動作条件及び具体的な警告方法を記載したものであること。

特に、動作速度範囲については、明確に表記すること。

6.2.5.2 車間距離警告機能について、動作条件及び具体的な警告方法を記載したものであること。

特に、動作速度範囲については、明確に表記すること。

6.2.6 外部機器接続要件

6.2.6.1 発展型ADAS機能を持つ外部機器との接続により、内蔵機能と同等の機能を実現する場合には、以下の要件を満たすものであること。

6.2.6.1.1 接続方法

(1) ドライブレコーダー側には、外部機器との接続ポートを設けること。

6.2.6.1.2 接続の堅牢性

(1) 接続口は、容易に外すことができないコネクタ方式が望ましい。

6.2.6.1.3 入出力データ仕様

(1) 入出力データ仕様は、以下の通りとする。

(2) アナログ信号：アナログ信号によるトリガー

(3) CAN信号：ISO11898ハイスピードCAN又はISO11519ロースピードCAN

6.2.6.1.4 警告音及び画面表示

(1) 車線逸脱警告機能については、6.2.2(3)及び(4)に準ずるものであること。

(2) 車間距離警告機能については、6.2.3(3)及び(4)に準ずるものであること。

6.2.6.1.5 表示要件

(1) 6.2.5に準ずるものであること。

以上